

介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービスQ&A

Q 通所型サービスで、日ごとに利用するサービスが様々である場合、利用したサービスごとに請求することは可能か。

A 可能です。

例えば、送迎と入浴の両方のサービスを利用されていた方が、都合によりその日は送迎のみとなった場合でも、請求の際のサービスコードは別で定めているため、それぞれの利用回数に応じた算定方法で御請求いただくことが可能となっております。

Q Q&A（通所型）の問2と問3の内容が理解できません。

Q&A（通所型）の問2と問3（一部抜粋）

問2 通所介護と通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う場合の利用定員はどのように考えればよいか。

- 答 ① 既に設定している通所介護及び通所介護相当サービスの利用定員内で通所型サービスAの利用者を受け入れることは可能です。
- ② 通所介護及び通所介護相当サービスで定めている利用定員を超える数の通所型サービスAの利用者を受け入れる場合は、「サービスを提供するために必要な場所」が確保されていれば受入が可能です。
- ③ 通所介護及び通所介護相当サービスの利用定員内で通所型サービスAの利用者を受け入れた場合に、当該通所型サービスAの利用者が16人目以降の場合の従事者の配置は、利用者が1名増えるごとに0.2人となります。

問3 通所介護と通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

- 答 ① 通所介護と通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う事業所の定員については、
- ・ 通所介護と通所介護相当サービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と通所介護相当サービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で利用定員を定め、
 - ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしています。
- ② したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、
- ・ 通所介護と通所介護相当サービスの部分が、通所介護と通所介護相当サービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となります。

A	通所介護及び通所介護相当サービスの設備基準
	食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室（定員は、食堂及び機能訓練室の合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員）

通所型サービスAの設備基準
サービスを提供するために必要な場所（定員は、サービスを提供するために必要な場所の合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員）

※ よって、パーティション等により同時時間帯に一体的にサービス提供をする場合は、より厳格な通所介護及び通所介護相当サービスの設備基準に合わせる必要があるため、静養室、相談室、事務室を確保する必要がある。

その上で、

例えば、食堂及び機能訓練室の合計面積が150㎡かつ通所介護及び通所介護相当サービスで利用定員50名を定めている場合

別の時間帯や、別の曜日で通所型サービスAを行う前提として、別途通所型サービスAとして定員50名を定めることができますが（通所型サービスAは、サービス提供場所の具体的な種類を定めておりませんので、空き部屋等がある事業所は、通所型サービスAの利用定員のみ増やすことは可能です。）、実態の状況より、通所介護と通所介護相当サービスの利用者が30名しかない場合は、一体的にサービスを提供することもできます。

その場合、通所型サービスAの利用者が20名までであれば、設備基準に反することはないため、減算対象にはなりません。例えば、通所型サービスAの利用者が30名になってしまった場合、通所介護と通所介護相当サービスの方においては、設備基準に反することになるため、減算対象になってきます。

通所介護及び通所介護相当サービスの人員基準
管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員（利用店員15人までは1人、15人を超える場合は、常勤換算0.2人）

通所型サービスAの人員基準
管理者、（看護職員）、従事者（利用店員15人までは1人、15人を超える場合は、専従換算0.2人）

よって、パーティション等により同時時間帯に一体的にサービス提供をする場合

例えば、実態として通所介護及び通所介護相当サービスの利用者数が30名で、通所型サービスAの利用者数が20名である場合、通所介護及び通所介護相当サービスの介護職員は4名、通所型サービスAの従事者は2名必要となります。

（通所型サービスAの利用者が1～15人の場合は、従事者1名。利用者が16～20人までは、従事者が2名必要となるため。）